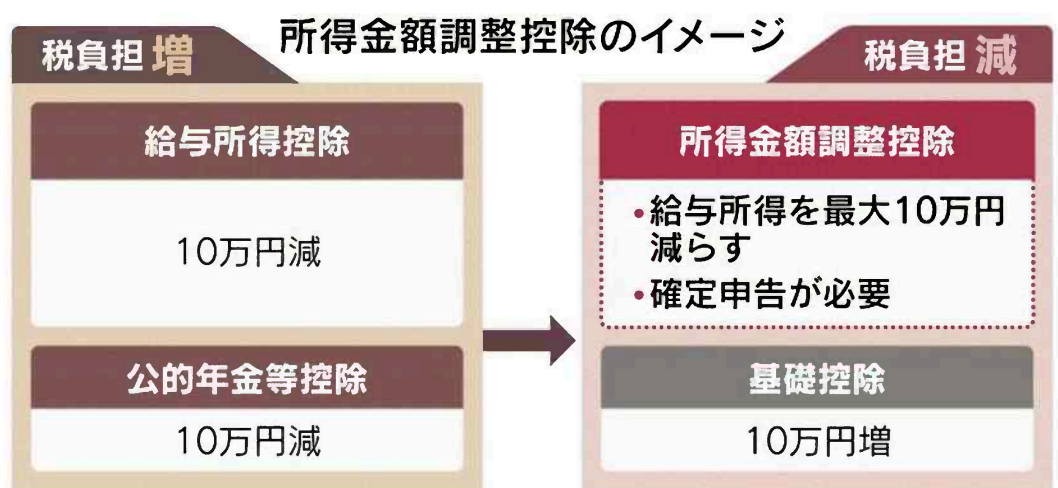


# 働く年金世代、税払い過ぎも

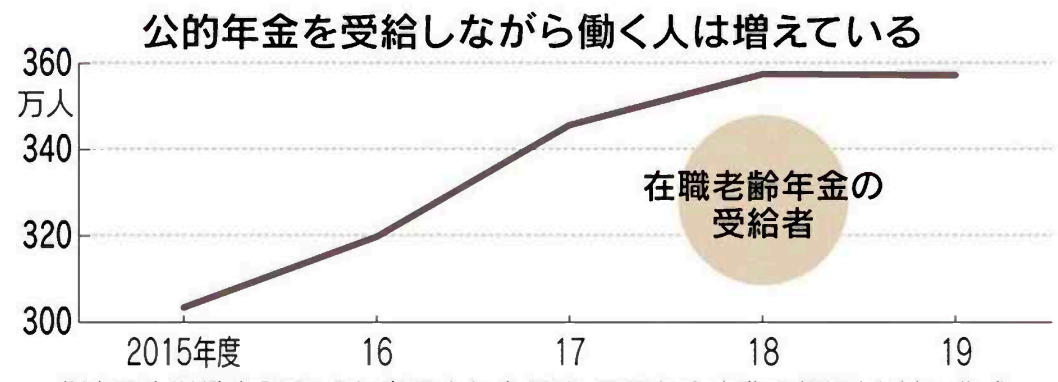
## 還付申告、期限は5年



(注)一般的なケース。※1) 老齢基礎年金、老齢厚生年金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金など。※2) 給与、個人年金、株式配当金、生命保険満期返戻金など。※3) 確定申告不要制度に該当。住民税の申告が必要な場合も



(注) 公的年金などを受け取りながら働く会社員のケース



(注) 厚生労働省「2019年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」を基に作成

「確定申告で新しい控除制度ができていたとは」。こう話すのは東京都に住む男性会社員のAさん(61)。60歳でいったん定年退職し、同じ会社に再雇用で勤務している。医療費が少なかったため2020年分の確定申告はせず、勤務先の年末調整だけで所得税の手続きを終えたが、今月になって知人との雑談で税が還付される可能性があることに気付いたという。

Aさんの20年の年収は550万円ほど。給与400万円のほかに、退職一時金を年金として受給することにした確定給付企業年金約150万円がある。公的年金や企業年金といった年金収入以外に年20万円超の所得がある人はもともと確定申告の対象になる。しかし「税制改正で20年から導入した所得金額調整控除という制度を知っている人は少ない」と税理士の藤曲武美氏は指摘する。

所得金額調整控除は、給与所得から一定額を差し引くことで税負担を軽くする仕組み。大まかな内容をみてみよう。まず知っておきたいのは20年からの改正で、会社員の給与所得を計算する際に必要経費相当分として年収から差し引く給与所得控除と、年金受給者から差し引く公的年金等控除がそれぞれ10万円減っていること。つまり、課税される給与と年金の所得がそれぞれ10万円増えている。

一方、課税所得から一律に差し引く基礎控除は、所得2400万円以下であれば10万円増えた。給与と所得控除の10万円減と見合う金額のため、会社員で収入が給与だけの人の課税所得は19年と変わらないケースがほとんどだ。収入が公的年金など年金だけの人も同じことが当てはまる。

問題は公的年金などの年金収入と給与収入の両方がある人。会社員などとして給与所得控除が10万円減り、年金受給者としても公的年金等控除が10万円減の結果、控除額は合計で20万円減少する。基礎控除が10万円増えても、残り10万円の減額がそのままと課税所得が増え、税負担は重くなる。

そこで導入されたのが所得金額調整控除。給与所得を最大10万円差し引くことで負担を和らげるのが狙いだ。Aさんの場合も10万円減らせるため、税額は単純計算で年1万円ほど少なくなる。

ただし所得金額調整控除は給与所得の調整にもかかわらず、会社の年末調整の対象ではないという点に注意したい。そのため確定申告をする必要があるが、申告の対象ではないと勘違いしたり、医療費控除などで申告しても「調整控除の手続きを忘れたりする人が多く」と辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は指摘する。

年金収入以外の給与所得が20万円以下の場合も、税金を払い過ぎている可能性がある。給与所得20万円以下は年収に換算すると年75万円の人が多い。パート・アルバイトの人が多く、65歳以上で公的年金を満額受け取る人でもパートで働く例は少なくない。

こうした人は給与や公的年金などの源泉徴収後に追加納税が発生しても、確定申告をする必要はない。年金生活者の負担増を避ける「確定申告不要制度」があるからだ。ただし医療費控除などを受けたい場合は申告することができ、給与所得と年金所得の合計が10万円を超えるなら、所得金額調整控除の対象にもなる。

パート・アルバイトの人は確定申告不要制度があることを理由に申告をしない例も目立つという。ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は「医療費や所得金額調整控除などで税の還付がある程度見込めるなら、確定申告をするのも選択肢になる」と話す。

年金を受け取りながら働く人は増加傾向にある。例えば、働きながら老齢年金を受け取っている人を示す在职老齢年金の受給者は19年度で約357万人と15年度に比べ約2割多い。70歳までの就業機会確保を企業の努力義務とした改正高年齢者雇用安定法が今年4月に施行されたこともあり、年金をもらいながら働く人は今後も増える可能性は大きい。

(後藤直久)